

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条中「保健政策監」の右に「, 交通政策監」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)